

■65以上の人(第1号被保険者)の保険料

介護保険料は、市が3年を1期として定める介護保険事業計画に基づき、介護サービスの利用量等の見込みから保険給付に要する費用の総額を推計し、計画期間中において財政の均衡を保つことができるよう算定されます。一人あたりの保険料額(基準額)をもとに、本人の所得や世帯の住民税課税状況に応じて、次の13段階のいずれかに決まります。

$$\text{基準額} = \frac{\text{必要とされる介護サービスの総費用} \times \text{第1号被保険者の負担分(23\%)}}{\text{第1号被保険者の人数}}$$

保険料の額(令和8年度)

★令和7年に支給された老齢基礎年金(満額)が昨年度改正された基準額 80.9 万円を超えることから以下のとおり見直しがおこなわれました。

★令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、引き上げ前の算定方法となります(合計所得金額が前年度と変わらなければ令和7年度と同額の保険料)

対象となる人		基準判定額	段階	基準額に対する割合 (基準額 = 78,000円)	保険料(年額)	
住民税課税状況						
本人	世帯					
—	—	生活保護受給者				
非課税	世帯(※1)全員が非課税	老齢福祉年金受給者	第1段階	0.285	22,300円	
		本人の前年の課税年金収入額(※2) + 本人の前年の年金以外の合計所得金額(※3)	82.65万円以下			
			82.65万円超~120万円以下	第2段階	0.485	37,900円
	世帯員が課税	本人の前年の合計所得金額(※3)	120万円超	第3段階	0.685	53,500円
			82.65万円以下	第4段階	0.90	70,200円
			82.65万円超	第5段階	1.00	78,000円
120万円未満			第6段階	1.20	93,600円	
課税	—	本人の前年の合計所得金額(※3)	120万円以上210万円未満	第7段階	1.30	101,400円
			210万円以上320万円未満	第8段階	1.50	117,000円
			320万円以上420万円未満	第9段階	1.70	132,600円
			420万円以上520万円未満	第10段階	1.80	140,400円
			520万円以上620万円未満	第11段階	2.00	156,000円
			620万円以上720万円未満	第12段階	2.10	163,800円
			720万円以上	第13段階	2.20	171,600円

保険料の額(令和7年度)

★令和6年に支給された老齢基礎年金(満額)が80万円を超えることから以下のとおり見直しがおこなわれました。

対象となる人		基準判定額	段階	基準額に対する割合 (基準額=78,000円)	保険料(年額)	
住民税課税状況						
本人	世帯					
—	—	生活保護受給者				
非課税	世帯(※1)全員が非課税	老齢福祉年金受給者	第1段階	0.285	22,300円	
		本人の前年の課税年金収入額(※2) + 本人の前年の年金以外の合計所得金額(※3)	80.9万円以下			
			80.9万円超~120万円以下	第2段階	0.485	37,900円
	世帯員が課税	本人の前年の課税年金収入額(※2) + 本人の前年の年金以外の合計所得金額(※3)	120万円超	第3段階	0.685	53,500円
			80.9万円以下	第4段階	0.90	70,200円
			80.9万円超	第5段階	1.00	78,000円
			120万円未満	第6段階	1.20	93,600円
課税	—	本人の前年の合計所得金額(※3)	120万円以上210万円未満	第7段階	1.30	101,400円
			210万円以上320万円未満	第8段階	1.50	117,000円
			320万円以上420万円未満	第9段階	1.70	132,600円
			420万円以上520万円未満	第10段階	1.80	140,400円
			520万円以上620万円未満	第11段階	2.00	156,000円
			620万円以上720万円未満	第12段階	2.10	163,800円
			720万円以上	第13段階	2.20	171,600円

保険料の額(令和6年度)

住民税課税状況		対象となる人		段階	基準額に対する割合 (基準額=78,000円)	保険料(年額)
本人	世帯	基準判定額				
—	—	生活保護受給者		第1段階	0.285	22,300円
非課税	世帯全員が非課税	老齢福祉年金受給者				
		本人の前年の課税年金収入額 + 本人の前年の年金以外の合計所得金額	80万円以下			
			80万円超~120万円以下	第2段階	0.485	37,900円
	120万円超		第3段階	0.685	53,500円	
	世帯員が課税	本人の前年の合計所得金額	80万円以下	第4段階	0.90	70,200円
80万円超			第5段階	1.00	78,000円	
課税	—	本人の前年の合計所得金額	120万円未満	第6段階	1.20	93,600円
			120万円以上210万円未満	第7段階	1.30	101,400円
			210万円以上320万円未満	第8段階	1.50	117,000円
			320万円以上420万円未満	第9段階	1.70	132,600円
			420万円以上520万円未満	第10段階	1.80	140,400円
			520万円以上620万円未満	第11段階	2.00	156,000円
			620万円以上720万円未満	第12段階	2.10	163,800円
			720万円以上	第13段階	2.20	171,600円

(注)

- ※1 世帯とは、4月1日現在の住民基本台帳(住民票)の世帯です。ただし、4月2日以降に転入や年齢到達で第1号被保険者になった場合は、転入日・年齢到達日現在の世帯となります。
- ※2 課税年金収入額とは、市民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、課税対象とならない年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。
- ※3 この表において、合計所得金額とは、収入ごとに必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した額の合計で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の額です。第1~5段階の人は所得税法上の公的年金等に係る雑所得を控除した額(給与が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額)を用います。合計所得金額がマイナスとなる場合は、ゼロとみなします。土地売却等に係る特別控除がある場合には、合計所得金額から長期譲渡所得に係る特別控除した金額を用います。

■保険料の納付

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2つの方法に分かれます。

○特別徴収(年金天引き)となる場合

- ・老齢(退職)、障害、遺族年金の受給額が年間18万円(月額1万5千円)以上の人は、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払(偶数月)の際に保険料を差し引きます。
- ・特別徴収の開始時期は、誕生日や年金の受給状況によって異なりますが、誕生日から6ヶ月から1年後に開始されます。

※ただし、年金の受給額が年額18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は普通徴収となります。

- ・年度途中で、65歳になった場合や他の市町村から転入した場合
- ・年度途中で、年金の受給が始まった場合
- ・年度途中で、保険料額が減額になった場合(年金からの天引きが中止されます)
- ・年度途中で、保健料額が増額になった場合(増額分が普通徴収となります)
- ・年金の一時差し止めや支給停止になった場合
- ・年金担保貸付金の返済をしている場合

○普通徴収(納付書・口座振替)となる場合

- ・年金の受給額が年間18万円未満など、特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書により各納期限にしたがって、市役所、金融機関、コンビニエンスストア等、スマートフォンアプリでの納付が可能です。
- ・口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関へお申込みいただくか、「安中市Web口座振替受付サービス」よりお申込みください。

※ただし、特別徴収が開始された場合は、普通徴収への変更は出来ませんので、予めご了承ください。

金融機関	群馬銀行本・支店、東和銀行本・支店、しののめ信用金庫本・支店、群馬県信用組合本・支店、中央労働金庫本・支店、碓氷安中農業協同組合東部・西部支所、ゆうちょ銀行、郵便局、みずほ銀行(口座振替のみ)
------	--

コンビニエンスストア等	MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100、
-------------	--

※ 金額が 30 万円を超えるものについては、納めることができません。

スマートフォンアプリ	PayPay、d払い、au PAY
------------	-------------------

※ 領収書は発行されません。

金額が 30 万円を超えるものについては、納めることができません。

■納付の時期

○特別徴収

仮徴収			本徴収		
第1期 4月	第2期 6月	第3期 8月	第4期 10月	第5期 12月	第6期 2月

○普通徴収

本徴収							
第1期 7月	第2期 8月	第3期 9月	第4期 10月	第5期 11月	第6期 12月	第7期 1月	第8期 2月

■保険料の減免

次に掲げるような、災害その他特別な事情により保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料の減額を受けられる場合があります。なお、減免を受けるためには申請が必要となりますので、お早めにご相談ください。

- ①本人または生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき
- ②本人または生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき
- ③本人または生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき
- ④本人または生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき
- ⑤その他、上記①から④に準ずる特別な事情があるとき

■保険料を滞納した場合

保険料は介護保険事業に必要な費用をまかなうための重要な財源です。納付が滞ると介護保険制度を維持していく上で大きな支障となります。そのため、特別な理由もなく保険料を滞納した場合には、介護保険サービスを利用するときに、滞納期間に応じて次のような措置が講じられることがあります。

○納期限から1年間滞納すると、保険給付の支払方法が変更されます(償還払い化)

- ・介護保険サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を負担することになります。
- ・領収証を添えて市に申請することで、後日、利用者負担割合に応じた保険給付分(9割から7割)が払い戻されます。

○納期限から1年6ヶ月間以上滞納すると、保険給付の支払が一時差し止められます

- ・償還払いとなった保険給付分の一部または全部の払い戻しを一時的に差し止めるなどの措置がとられます。
- ・なお滞納が続く場合は、差し止められた保険給付分から、滞納保険料が差し引かれる場合があります。

○納期限から2年以上滞納すると、保険給付率が引き下げ(利用者負担割合の引き上げ)られ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります

- ・保険料徴収の権利は2年間で時効(法第200条)となり、時効となった保険料の滞納期間に応じて、一定期間、利用者負担割合が引き上げられます。

■40歳～64歳の人(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険の算定方法により決められます。

○職場等の健康保険に加入している人の算定方法
給料×保険料率(健康保険ごとに異なります。)

○安中市の国民健康保険に加入している人の算定方法(介護分)

所得割額	1.2%(課税所得金額に対する割合)
資産割額	5.0%(固定資産税額のうち土地家屋に係る部分に対する割合)
平均割額	6,000円(被保険者1人あたり)
平等割額	4,000円(1世帯あたり)

■保険料の納め方

職場等の健康保険に加入している人は、原則として給料から天引きされます。扶養されている40歳から64歳までの人の分は、健康保険の被保険者と事業主などで負担します。市の国民健康保険に加入している人は、医療分・支援分と合わせた国民健康保険税として、世帯主が納めます。

65歳になった月(誕生日の前日の属する月)の分から、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。誕生日の翌月以降に介護保険被保険者証と介護保険料額決定通知書が送付されます。